

政令第 号

特定都市河川浸水被害対策法施行令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第九項、第六条第二項及び第三項、第八条、第九条、第十一条、第十二条第一項、第十七条第八項（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項並びに第三十四条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（雨水が浸透しにくい土地）

第一条 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第二条第九項の政令で定める土地は、鉄道線路及び飛行場とする。

（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）

第二条 雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。

一 公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）附則第十項第二号

- 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定
- 三 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第二号の二及び第十六条第四号の二
- 四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の規定
- 五 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第 号）第十条第一号及び第四号
- 2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。
 - 一 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第八十一条第四項、第八十一条ノ八第二項及び第九十条第一項から第三項まで
 - 二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第一百五十五条の十七第一項
 - 三 河川法の規定
 - 四 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第六条第二項
 - 五 河川法施行令の規定
 - 六 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）第三条第四号及び第四条第六号

- 七 地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）第二条第二項第一号
- 八 土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第九条第十号
- 3 雨水貯留浸透施設に関する工事を河川工事とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。
 - 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十二条第二項、第二十三条第二項、第五十八条第二項及び第五十九条第二項
 - 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十四条第二項、第十五条第二項、第三十四条第二項及び第三十五条第二項
 - 三 河川法の規定
 - 四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第十六条第二項及び第二十二条第二項
 - 五 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十八条第一項第四号
 - 六 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第五条第四号

七 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第一条第一項第一号

八 河川法施行令の規定

九 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第三条第一項第七号

十 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）附則第二条第一項第四号

十一 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第三条第四号

（河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域）

第三条 法第六条第三項の政令で定める雨水貯留浸透施設の区域は、当該雨水貯留浸透施設が、地下に設けられたもの、建物その他の工作物内に設けられたもの又は雨水を貯留する空間を確保するためのもので柱若しくは壁及びこれらによつて支えられる人工地盤から成る構造を有するものである場合にあっては当該雨水貯留浸透施設に係る地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的区域とし、それ以外の場合にあっては当該雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域とする。

（排水設備の技術上の基準に関する条例の基準）

第四条 法第八条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 条例の技術上の基準は、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。

二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 排水設備の設置及び構造に関する事項として国土交通省令に定められているものであること。

ロ 法第四条第一項に規定する流域水害対策計画に基づき浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないものであること。

ハ 条例が対象とする区域における浸水被害の防止の必要性、排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘案して必要があると認める場合にあっては、当該区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであること。

(許可を要する雨水浸透阻害行為の規模)

第五条 法第九条本文の政令で定める規模は、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積が千平方メートルであるものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生防止を図るため特に必要があると認める場合において、都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「指定都市等」という。))又は同法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章(法第十九条、第二十六条及び第三節を除く。)に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この条において「事務処理市町村」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第八条第二項及び第十三条において同じ。)は、当該規模について、条例で、区域を限り、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積を五百平方メートル以上千平方メートル未満とする範囲内で、別に定めることができる。

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第六条 法第九条ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 主として農地又は林地を保全する目的で行う行為

二 既に舗装されている土地において行う行為

三 仮設の建築物等（建築物その他の工作物をいう。第十一条第二号及び第十四条第二号において同じ。）

（の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）

第七条 法第九条第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）

を新設し、又は増設する行為

二 ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）

（対策工事の計画についての技術的基準）

第八条 法第十一条（法第十六条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める技術的基準は、その対策工事の計画が、当該行為区域で基準降雨（第五条ただし書の規定により条例が定められた場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該条例で基準降雨の強度を超えない降雨を定めたとき、又は次条第一号の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあつては、当該降雨）の強度の降雨が生じた場合においても、国土交通省令で定めるところにより、流出雨量の最大値が当該雨水浸透障害行為によって増加することのないように定められたものであることとする。

2 前項の基準降雨は、特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県の長が、国土交通省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の特定都市河川流域において十年につき一回の割合で発生するものと予想される降雨として定め、あらかじめ公示しなければならない。

（技術的基準の強化に関する条例の基準）

第九条 法第十二条第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 技術的基準の強化は、法第四条第一項の流域水害対策計画を定めた地方公共団体が、国土交通省令で定めるところにより、当該流域水害対策計画を共同して定めた同項の河川管理者等の意見を聴いて、前

条第二項の基準降雨の強度を超える降雨（次号において「強化降雨」という。）を定めることにより行うものであること。

二 強化降雨は、国土交通省令で定めるところにより、法第四条第一項の流域水害対策計画において定められた都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨のいずれかの強度を超えない範囲内で定めるものであり、かつ、当該特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであること。

（収用委員会の裁決の申請手続）

第十条 法第十七条第八項（法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第十一条 法第十八条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為

二 仮設の建築物等の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されること）が確実な場合に限る。）

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為）

第十二条 法第十八条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為

二 雨水貯留浸透施設を損傷する行為

三 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

（保全調整池として指定する防災調整池の規模）

第十三条 法第二十三条第一項の政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする

。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未満で、別に定めることができる。

（通常の管理行為、輕易な行為その他の行為）

第十四条 法第二十五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 保全調整池の維持管理のために行う行為
- 二 仮設の建築物等の建築その他の保全調整池又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該保全調整池の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

（保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為）

第十五条 法第二十五条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 保全調整池の敷地である土地（保全調整池が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物

等のうち当該保全調整池に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為

二 保全調整池を損傷する行為

三 保全調整池の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

（収用委員会の裁決の申請手続）

第十六条 法第三十四条第十項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日から平成十六年六月三十日までの間における第二条の適用については、同条第

一 項第五号中「独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第 号）第十条第一号及び第四号」とあるのは「都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第 二百五十四号）第十一条第一号及び第四号」と、同条第三項第五号中「独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十八条第一項第四号」とあるのは「都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第三十七条第一項第四号」とする。
（建築基準法施行令の一部改正）

第三条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第 三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一号を加える。

十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第四条 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第 百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十

七号の次に次の一号を加える。

十八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び

第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第五条 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十
六号の次に次の一号を加える。

十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び

第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第六条 阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第七七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十
六号の次に次の一号を加える。

十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び
第十八条第四項において準用する場合を含む。）

(地域振興整備公団法施行令の一部改正)

第七条 地域振興整備公団法施行令(昭和三十七年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第八条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の五第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可

第三条第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項

及び第三十一条

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第九条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正)

第十条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第

十八条第四項において準用する場合を含む。）

（地方道路公社法施行令の一部改正）

第十一条 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十
六号の次に次の一号を加える。

十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び
第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正）

第十二条 本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第
二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及
び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第十四条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第十五条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可

（中小企業総合事業団法施行令の一部改正）

第十六条 中小企業総合事業団法施行令（平成十一年政令第二百三三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（都市基盤整備公団法施行令の一部改正）

第十七条 都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第二十七号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（日本郵政公社法施行令の一部改正）

第十八条 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第四十四号を第四十五号とし、第四十号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第十九条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第二十条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（独立行政法人緑資源機構法施行令の一部改正）

第二十一条 独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項に次の一号を加える。

九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第二十二条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第六十号を第六十一号とし、第四十五号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第二十三条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

二十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び

第十八条第四項において準用する場合を含む。)

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第二十四条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

(独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正)

第二十五条 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第三十八号を第三十九号とし、第三十一号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

(独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正)

第二十六条 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令(平成十五年政令第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第二十七条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条のうち地域振興整備公団法施行令第十七条第一項の改正規定中「第十八号とし」の下に「、第二十四号を第十九号とし」を加え、「同項第二十四号」を「同項第二十五号」に、「同項第十九号」を「同項第二十号」に、「同項中第二十五号を第二十号とし、第二十六号を第二十一号とし」を「同項中

第二十六号を第二十一号とし、第二十七号を第二十二号とし」に改める。

附則第六十六条を次のように改める。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第六十六条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項第八号

(国土交通省組織令の一部改正)

第二十八条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第九十五条に次の一号を加える。

四 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行に関する事務のうち下水道に係るものに関すること。

第九十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定都市河川浸水被害対策法の規定による特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に関する事。

理由

特定都市河川浸水被害対策法の施行に伴い、河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設に関して適用する法令の規定、排水設備の技術上の基準に関する条例の基準、許可を要する雨水浸透阻害行為の規模、対策工事の計画についての技術的基準、保全調整池として指定する防災調整池の規模等を定める必要があるからである。